

# 総務委員会資料

## 平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第1号 川崎市附属機関設置条例の制定について

議案第2号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に  
関する条例の制定について

資料1 「附属機関等の見直しに伴う条例の制定について」

資料2 「附属機関一覧」

資料3 「協議会等一覧」

資料4 「新旧対照表」

平成27年2月10日

総 務 局

# 附属機関等の見直しに伴う条例の制定について

## 1 見直しの背景等

### (1) 附属機関等について

#### ア 附属機関

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、法律又は条例の定めにより設置する機関

#### 【地方自治法第 138 条の 4 第 3 項】

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

#### イ 協議会等

法律又は条例の定めによらず要綱等で設置している機関

### (2) 見直しの背景

- ・ 現在、本市には 275 の附属機関等があり、他の政令市と比較すると大変多い状況にある。
- ・ 要綱等で設置している「協議会等」について、実態的に法律又は条例により設置する「附属機関」に該当するとの判決が、下級審で複数なされており、札幌市、さいたま市、横浜市、京都市などでも同様の見直しが行われている。

(参考) 20 政令市の附属機関等の数 (上位 5 市)

福岡市 379 横浜市 310 京都市 305 川崎市 275 さいたま市 194

## 2 見直しの考え方及び検討結果等

### (1) 見直しの考え方

- ・ 要綱等で設置している「協議会等」については、時の経過とともに求められる役割や機能、委員構成等が徐々に変化し、附属機関とすることが妥当なものもあり、これらについては整理統合等を行った上で附属機関に位置付ける。
- ・ 附属機関等の数が多い中、目的が類似していることから整理統合が可能なもの、個別具体的な課題等に対して専門家等から意見聴取を行う懇談会等に位置付けることが可能なものについては積極的に整理統合等を進める。
- ・ こうした取組により、組織の簡素化、弾力的な運用を図り、より効率的・効果的な調査審議等を行う。

### (2) 検討結果

	H26.4.1時点	4.2以降設置	現在	見直しの結果		見直し後(H27.4.1時点※1)	
附属機関	103	4	107	整理統合等	▲ 24	附属機関	142
				新規設置	59		
				一括条例	56		
				個別条例	3		
協議会等	160	8	168	整理統合等	▲ 65	懇談会等※2	36
				附属機関(整理統合等を含む)	▲ 67	協議会等	0
	263	12	275				178

※1 時限設定するものを含めず

※2 懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるもの

### (3) 新たに附属機関に位置付けるものの例

#### ア 事業者等を選定・評価・審査するもの

川崎市総務局指定管理者選定評価委員会

川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会 など

#### イ 施策等のあり方を検討するもの

川崎市協働・連携のあり方検討委員会 など

#### ウ 表彰に関するもの

川崎市文化賞等選考委員会 など

#### エ 行政運営に関するもの

川崎市医療安全相談センター運営協議会 など

#### オ 紛争等に関するもの

川崎市政府調達苦情検討委員会 など

### (4) 整理統合等を行うものの例

#### ア 上位の附属機関に整理統合するもの

川崎市教育文化会館運営審議会 など

#### イ 指定管理者制度を導入している施設等の運営委員会

川崎市男女共同参画センター運営委員会 など

#### ウ 活動が不活発なもの

川崎市行政区画審議会 など

## 附属機関一覧

整理統合等を行う附属機関

	名 称
1	川崎市行政区画審議会
2	川崎市市民ミュージアム協議会
3	川崎市岡本太郎美術館協議会
4	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会
5	川崎市男女共同参画センター運営委員会
6	(川崎市立労働会館)運営委員会
7	川崎市生活文化会館運営委員会
8	川崎市中央卸売市場北部取引委員会
9	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会
10	川崎市総合教育センター運営委員会
11	幸市民館運営審議会
12	中原市民館運営審議会
13	高津市民館運営審議会
14	宮前市民館運営審議会
15	多摩市民館運営審議会
16	麻生市民館運営審議会
17	川崎市立図書館協議会
18	川崎市教育文化会館運営審議会
19	川崎市青少年の家運営協議会
20	川崎市少年自然の家運営協議会
21	川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会
22	川崎市青少年科学館協議会
23	川崎市立日本民家園協議会
24	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会

「川崎市附属機関設置条例」により附属機関に位置付けるもの

	名 称
1	川崎市総務局指定管理者選定評価委員会
2	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会
3	川崎市行財政改革に関する計画策定委員会
4	川崎市公共事業評価審査委員会
5	川崎市協働・連携のあり方検討委員会
6	川崎市入札監視委員会
7	川崎市政府調達苦情検討委員会
8	川崎市市民・子ども局指定管理者選定評価委員会
9	川崎市自治功労者選考委員会
10	川崎市人権施策推進協議会
11	川崎市文化賞等選考委員会
12	川崎市子ども本部指定管理者選定評価委員会
13	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会
14	川崎市保育所等整備事業者選定委員会
15	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会
16	川崎市産業振興協議会
17	川崎市観光振興計画推進委員会
18	川崎市農業振興計画推進委員会
19	かわさき産業デザインコンペ審査委員会
20	新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会
21	かわさきマイスター選考委員会
22	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会
23	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選考委員会
24	川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会
25	川崎市廃棄物処理施設専門家会議

	名 称
26	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会
27	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会
28	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会
29	川崎市福祉有償運送運営協議会
30	川崎市感染症対策協議会
31	川崎市医療安全相談センター運営協議会
32	川崎市精度管理専門委員会
33	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会
34	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会
35	川崎市多摩川プラン推進会議
36	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会
37	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会
38	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会
39	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会
40	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会
41	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会
42	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会
43	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会
44	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会
45	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会
46	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会
47	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会
48	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会
49	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会
50	川崎市メディカルコントロール協議会

	名 称
51	川崎市危険物等保安審議会
52	川崎市コンビナート安全対策委員会
53	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会
54	川崎市教科用図書選定審議会
55	川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
56	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」等により条例化

1	川崎市市民葬儀運営協議会
2	川崎市地域包括支援センター運営協議会
3	川崎市自殺対策評価委員会

附属機関として存続するもの

	名称
1	川崎市名誉市民推薦審議会
2	川崎市情報公開・個人情報保護審査会
3	川崎市情報公開運営審議会
4	川崎市資産公開等審査会
5	川崎市職員懲戒審査委員会
6	川崎市特別職報酬等審議会
7	川崎市公務災害補償等認定委員会
8	川崎市公務災害補償等審査会
9	川崎市退職年金審査会
10	川崎市防災会議
11	川崎市国民保護協議会
12	川崎市土地利用審査会
13	川崎市作業報酬審議会
14	川崎市交通安全対策会議
15	川崎市指定特定非営利活動法人審査会
16	川崎市外国人市民代表者会議
17	川崎市男女平等推進審議会
18	川崎市子どもの権利委員会
19	川崎市スポーツ推進審議会
20	川崎市平和館運営委員会
21	川崎市文化芸術振興会議
22	川崎市いじめ総合調査委員会
23	川崎市子ども・子育て会議
24	川崎市青少年問題協議会
25	川崎市児童福祉審議会

	名称
26	小児慢性特定疾病審査会
27	川崎市消費者行政推進委員会
28	川崎市大規模小売店舗立地審議会
29	川崎市勤労者福祉共済運営協議会
30	川崎市中央卸売市場開設運営協議会
31	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会
32	川崎市環境審議会
33	川崎市環境影響評価審議会
34	川崎市介護認定審査会
35	川崎市介護保険運営協議会
36	川崎市食育推進会議
37	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会
38	川崎市公害健康被害認定審査会
39	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会
40	川崎市感染症診査協議会
41	川崎市予防接種運営委員会
42	川崎市血液対策協議会
43	川崎市地域医療審議会
44	川崎市社会福祉審議会
45	川崎市民生委員推薦会
46	川崎市国民健康保険運営協議会
47	川崎市障害者施策審議会
48	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会
49	川崎市障害支援区分認定審査会
50	川崎市精神保健福祉審議会

	名称
51	川崎市精神医療審査会
52	川崎市建築審査会
53	川崎市開発審査会
54	川崎市建築等紛争調停委員会
55	川崎市都市計画審議会
56	川崎市都市景観審議会
57	川崎市地区まちづくり審議会
58	川崎市住宅政策審議会
59	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会
60	川崎市屋外広告物審議会
61	川崎市自転車等駐車対策協議会
62	川崎港港湾審議会
63	川崎区区民会議
64	幸区区民会議
65	中原区区民会議
66	高津区区民会議
67	宮前区区民会議
68	多摩区区民会議
69	麻生区区民会議
70	川崎区保健所運営協議会
71	幸区保健所運営協議会
72	中原区保健所運営協議会
73	高津区保健所運営協議会
74	宮前区保健所運営協議会
75	多摩区保健所運営協議会

	名称
76	麻生区保健所運営協議会
77	川崎市市民オンブズマン
78	川崎市人権オンブズパーソン
79	学校運営協議会
80	川崎市社会教育委員会議
81	川崎市文化財審議会
82	川崎市いじめ防止対策連絡協議会
83	川崎市いじめ問題専門・調査委員会

# 協議会等一覧

## 整理統合等を行う協議会等

	名 称
1	川崎市制90周年記念表彰選考委員会
2	自主防災活動功労者表彰選考会
3	川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会
4	防災協力連絡会
5	原子力施設安全対策協議会
6	川崎市政策評価委員会
7	川崎市自治推進委員会
8	川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会
9	川崎市市民活動推進委員会
10	スポーツ・文化複合施設PFI事業推進委員会
11	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
12	平和推進補助事業選定委員会
13	川崎市広報モニター委員会
14	川崎市イメージアップ事業認定審査会
15	かわさき市美術展運営委員会
16	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会
17	川崎市岡本太郎美術館資料等収集委員会
18	川崎市岡本太郎美術館資料評価委員会
19	川崎市中小企業金融対策委員会
20	川崎市技能功労者等選考委員会
21	川崎市歯科保健・医療・福祉・推進協議会
22	川崎市地域・職域連携推進協議会
23	川崎市エイズ対策推進協議会
24	救急搬送受入専門会議
25	川崎市障害者雇用推進会議
26	川崎市精神保健福祉センター判定会
27	川崎市乳がん検診精度管理委員会
28	川崎市胃がん内視鏡検診精度管理委員会
29	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会
30	川崎市救急医療情報システム運営委員会
31	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会
32	地下鉄・周辺整備懇談会
33	川崎市バス事業経営問題検討会

## 懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるもの

	名 称
34	川崎市地域公共交通会議
35	川崎区健康づくり推進会議
36	川崎区子ども総合支援ネットワーク会議
37	幸区健康づくり推進会議
38	中原区健康づくり推進会議
39	高津区健康づくり推進会議
40	宮前区健康づくり推進会議
41	多摩区公園を拠点としたコミュニティづくり推進委員会
42	多摩区健康づくり推進会議
43	麻生区健康づくり推進会議
44	川崎市大学奨学生選考委員会
45	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会
46	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会
47	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会
48	川崎市就学時健康診断検討委員会
49	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会
50	川崎市よい歯の学校並びに歯の衛生に関するポスター・歯科保健啓発標語審査会
51	市立学校社会見学委員会
52	川崎市児童生徒指導研究協議会
53	川崎市就学指導委員会
54	「読書のまち・かわさき」事業推進委員会
55	「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡協議会
56	川崎市特別支援教育問題研究協議会
57	川崎市家庭教育推進協議会
58	川崎市地域日本語教育推進協議会
59	川崎市地域教育会議推進協議会
60	川崎子ども会議推進委員会
61	川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議
62	川崎市学校施設有効活用あり方検討委員会
63	地名資料収集委員会
64	中学校給食推進連絡協議会
65	地域の寺子屋事業運営推進会議

	名 称
1	川崎市総合計画市民検討会議
2	川崎市総合計画有識者会議
3	川崎市の財政に関する研究会
4	川崎市資産改革検討委員会
5	川崎市ファイナンスに関する検討委員会
6	川崎市母子保健運営協議会
7	特定不妊治療費助成事業協議会
8	川崎市放課後子どもプラン推進委員会
9	川崎市食の安全確保対策協議会
10	川崎市労働問題協議会
11	川崎市労働災害防止研究集会運営委員会
12	環境パートナーシップかわさき
13	川崎市ごみ減量推進市民会議
14	汚染土壌処理業施設専門家会議
15	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会
16	市民健康づくり運動推進会議
17	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会
18	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会
19	川崎市耐震改修構造判定検討委員会
20	川崎市宅地耐震化推進事業検討委員会
21	川崎区地域福祉計画推進委員会
22	幸区地域福祉計画推進検討会議
23	中原区地域福祉計画推進検討会議
24	高津区地域福祉計画推進検討会議
25	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議
26	多摩区地域福祉計画推進会議
27	あさお福祉計画推進検討会議
28	川崎市教育改革推進協議会
29	川崎市上下水道事業経営問題協議会
30	民間活用推進委員会(上下水道局)
31	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会
32	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会
33	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会

	名 称
34	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会
35	川崎市立多摩病院運営協議会
36	川崎市立病院運営委員会



## 川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号</p>	<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号</p>
<p>第1条～第20条 (略) <u>(削る)</u></p>	<p>第1条～第20条 (略) <u>(協議会)</u></p>
	<p>第21条 市民ミュージアムの円滑な運営を図るため、市民ミュージアムに川崎市市民ミュージアム協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、市民ミュージアムの運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、<u>館長に対して意見を述べるものとする。</u> 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験を有する者並びに市民のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>市長が定める。</u></p>
<p>(委任) 第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市岡本太郎美術館条例 平成11年3月19日条例第25号</p> <p>第1条～第15条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○川崎市岡本太郎美術館条例 平成11年3月19日条例第25号</p> <p>第1条～第15条 (略) <u>(協議会)</u></p> <p>第16条 美術館の円滑な運営を図るため、美術館に川崎市岡本太郎美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験を有する者並びに市民のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。 (委任) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市大山街道ふるさと館条例 平成4年3月30日条例第20号</p> <p>第1条～第17条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) <u>第18条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○川崎市大山街道ふるさと館条例 平成4年3月30日条例第20号</p> <p>第1条～第17条 (略) <u>(運営協議会)</u></p> <p><u>第18条</u> ふるさと館の円滑な運営を図るため、川崎市大山街道ふるさと館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。 <u>(運営協議会の組織等)</u></p> <p><u>第19条</u> 運営協議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が定める。 (委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>



川崎市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市男女共同参画センター条例 平成11年3月19日条例第10号</p>	<p>○川崎市男女共同参画センター条例 平成11年3月19日条例第10号</p>
<p>改正 平成12年3月31日条例第38号 平成17年7月1日条例第34号</p>	<p>改正 平成12年3月31日条例第38号 平成17年7月1日条例第34号</p>
<p>第1条～第18条 (略) (削る)</p>	<p>第1条～第18条 (略) (運営委員会)</p>
<p>(委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第19条 センターの円滑な運営を図るため、川崎市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。 3 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。 5 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 委員は、再任されることができる。 8 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。 (委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

川崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年問題協議会条例 昭和33年12月3日条例第26号</p> <p>第1条～第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 市議会の議員 (2) 教育委員会の委員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 関係団体の役職員 (5) 学識経験者 (6) 本市職員</p> <p>3 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <hr/> <p>第4条～第11条 (略)</p>	<p>○川崎市青少年問題協議会条例 昭和33年12月3日条例第26号</p> <p>第1条～第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 市議会の議員 (2) 教育委員会の委員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 関係団体の役職員 (5) 学識経験者 (6) 本市職員</p> <p>3 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>4 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によって定める。</p> <hr/> <p>第4条～第11条 (略)</p>

川崎市立労働会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立労働会館条例 昭和26年12月21日条例第73号</p>	<p>○川崎市立労働会館条例 昭和26年12月21日条例第73号</p>
<p>第1条～第18条 (略) <u>(削る)</u></p>	<p>第1条～第18条 (略) <u>(運営委員会)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>第19条 <u>会館の円滑な運営を図るため、会館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。</u> <u>(委員会の組織)</u></p>
<p><u>(委任)</u></p>	<p>第20条 <u>前条に規定する委員会の組織、運営その他に関しては、市長が定める。</u> <u>(委任)</u></p>
<p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市生活文化会館条例 平成 7 年12月26日条例第47号</p> <p>第 1 条～第18条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) <u>第19条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>○川崎市生活文化会館条例 平成 7 年12月26日条例第47号</p> <p>第 1 条～第18条 (略) <u>(運営委員会)</u></p> <p><u>第19条</u> 生活文化会館の円滑な運営を図るため、川崎市生活文化会館運営委員会（以下「<u>運営委員会</u>」という。）を置く。 <u>2</u> 運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(委任) <u>第20条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○川崎市社会福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第14号</p>	<p>○川崎市社会福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第14号</p>				
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>				
<p>(所掌事務)</p>	<p>(所掌事務)</p>				
<p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p>	<p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p>				
<p>(1) 民生委員の適否の審査に関すること。</p>	<p>(1) 民生委員の適否の審査に関すること。</p>				
<p>(2) 身体障害者の福祉に関すること。</p>	<p>(2) 身体障害者の福祉に関すること。</p>				
<p>(3) 老人の福祉に関すること。</p>	<p>(3) 老人の福祉に関すること。</p>				
<p><u>(4) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関すること。</u></p>					
<p>(5) その他社会福祉に関すること（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。</p>	<p>(4) その他社会福祉に関すること（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。</p>				
<p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>第3条～第6条 (略)</p>				
<p>(専門分科会)</p>	<p>(専門分科会)</p>				
<p>第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、<u>審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</u></p>	<p>第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、<u>老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に老人福祉専門分科会を置く。</u></p>				
<table border="1" data-bbox="152 1062 1077 1157"> <tr> <td>老人福祉専門分科会</td> <td>老人の福祉に関する事項</td> </tr> <tr> <td>地域福祉専門分科会</td> <td>地域福祉計画に関する事項</td> </tr> </table>	老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項	地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項	
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項				
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項				
<p>2 身体障害者福祉専門分科会、<u>老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会</u>に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p>	<p>2 身体障害者福祉専門分科会及び<u>老人福祉専門分科会</u>に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p>				
<p>3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（身体障害者福祉専門分科会、<u>老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会</u>にあっては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。</p>	<p>3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（身体障害者福祉専門分科会及び<u>老人福祉専門分科会</u>にあっては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。</p>				

改正後	改正前
<p>4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、次の各号に掲げる事項に関して諮問等を受けたときは、当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第40条及び第41条第1項の規定による処分に関する事項 身体障害者福祉専門分科会</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第2項及び第19条第2項に規定する事項 老人福祉専門分科会</p> <p>8 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。</p> <p>第8条～第10条（略）</p>	<p>4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、次の各号に掲げる事項に関して諮問等を受けたときは、当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第40条及び第41条第1項の規定による処分に関する事項 身体障害者福祉専門分科会</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第2項及び第19条第2項に規定する事項 老人福祉専門分科会</p> <p>8 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。</p> <p>第8条～第10条（略）</p>

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号</p>	<p>○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号</p>
<p>第1条～第14条（略） （市民葬儀）</p>	<p>第1条～第14条（略） （市民葬儀）</p>
<p>第15条 市長は、市民が葬儀を行う際、適正かつ低廉な料金で利用できる市民葬儀を定めることができる。</p>	<p>第15条 市長は、市民が葬儀を行う際、適正かつ低廉な料金で利用できる市民葬儀を定めることができる。</p>
<p>2 前項に規定する市民葬儀は、<u>市長の</u>指定を受けた葬祭業者が市民の申込みにより行うものとする。</p>	<p>2 前項に規定する市民葬儀は、<u>市の</u>指定を受けた葬祭業者が市民の申込みにより行うものとする。</p>
<p>3 市長は、前項の指定をしようとするときは、<u>川崎市市民葬儀運営協議会の意見を聴くものとする。</u></p>	
<p><u>（市民葬儀運営協議会）</u></p>	
<p>第16条 前条第3項に定めるもののほか、同条第1項に規定する市民葬儀の運営に関する事項について調査審議するため、<u>川崎市市民葬儀運営協議会</u></p>	
<p><u>（以下「運営協議会」という。）を置く。</u></p>	
<p>2 <u>運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。</u></p>	
<p>3 <u>委員は、学識経験者及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱する。</u></p>	
<p>4 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	
<p>5 <u>委員は、再任されることができる。</u></p>	
<p>6 <u>前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>



川崎市総合教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市総合教育センター条例 昭和61年3月31日条例第25号</p>	<p>○川崎市総合教育センター条例 昭和61年3月31日条例第25号</p>
<p>改正 平成2年3月30日条例第18号 平成9年11月21日条例第47号 平成19年3月20日条例第18号</p>	<p>改正 平成2年3月30日条例第18号 平成9年11月21日条例第47号 平成19年3月20日条例第18号</p>
<p>川崎市総合教育センター条例</p>	<p>川崎市総合教育センター条例</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第8条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第8条）</p>
<p>第2章 教育センター（第9条）</p>	<p>第2章 教育センター（第9条）</p>
<p>第3章 特別支援教育センター（第10条）</p>	<p>第3章 特別支援教育センター（第10条）</p>
<p>第4章 視聴覚センター（第11条～第14条）</p>	<p>第4章 視聴覚センター（第11条～第14条）</p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>第5章 総合教育センター運営委員会（第15条）</u></p>
<p><u>第5章 雑則（第15条・第16条）</u></p>	<p><u>第6章 雑則（第16条・第17条）</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 ～第4章 （略）</p>	<p>第1章 ～第4章 （略）</p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>第5章 総合教育センター運営委員会</u></p>
	<p><u>（総合教育センター運営委員会）</u></p>
	<p><u>第15条 センターの円滑な運営を図るため、センターに川崎市総合教育セン</u></p>
	<p><u>ター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u></p>
	<p><u>2 運営委員会は、センターの運営に関し委員会の諮問に応ずるとともに、</u></p>
	<p><u>委員会に対して意見を述べるものとする。</u></p>
	<p><u>3 運営委員会は、委員25人以内をもって組織する。</u></p>
	<p><u>4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験を有する者のう</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 雑則 (損害の賠償)</p> <p>第15条 センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p style="text-align: center;">ちから、委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 雑則 (損害の賠償)</p> <p>第16条 センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号</p> <p>第1条～第20条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) 第21条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号</p> <p>第1条～第20条 (略) <u>(審議会)</u></p> <p>第21条 市民館の円滑な運営を図るため、市民館ごとに市民館運営審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。 2 <u>審議会は、館長の諮問に応じ、市民館における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。</u> 3 <u>審議会は、委員10人以内をもって組織する。</u> 4 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。</u> 5 <u>委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u> (委任) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立図書館設置条例 昭和25年 8 月22日 条例第32号</p>	<p>○川崎市立図書館設置条例 昭和25年 8 月22日 条例第32号</p>
<p>第1条～第2条 (略) <u>(削る)</u></p>	<p>第1条～第2条 (略) 第3条 <u>図書館法第14条第1項の規定に基づき、川崎市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p>
	<p>2 <u>協議会は、委員10人以内をもって組織する。</u></p>
	<p>3 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p>
	<p>4 <u>委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>
<p>第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。</p>	<p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。</p>

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号</p> <p>第1条～第20条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) <u>第21条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号</p> <p>第1条～第20条 (略) <u>(審議会)</u></p> <p><u>第21条</u> 会館の円滑な運営を図るため、会館に川崎市教育文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、館長の諮問に応じ、会館における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。</p> <p>3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 <u>ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(委任) <u>第22条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号</p> <p>第1条～第19条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) <u>第20条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号</p> <p>第1条～第19条 (略) <u>(運営協議会)</u></p> <p><u>第20条</u> 青少年の家の円滑な運営を図るため、川崎市青少年の家運営協議会 (以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、委員会の諮問に応じ、青少年の家における各種の事業の企画 <u>実施について調査審議するものとする。</u></p> <p>3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうち <u>から、委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 <u>ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(委任) <u>第21条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号</p> <p>第1条～第19条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) <u>第20条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号</p> <p>第1条～第19条 (略) <u>(運営協議会)</u></p> <p><u>第20条</u> 少年自然の家の円滑な運営を図るため、川崎市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、委員会の諮問に応じ、少年自然の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。</p> <p>3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 <u>ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(委任) <u>第21条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>



川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市黒川青少年野外活動センター条例 平成3年3月25日条例第10号</p>	<p>○川崎市黒川青少年野外活動センター条例 平成3年3月25日条例第10号</p>
<p>第1条～第14条（略） <u>（削る）</u></p>	<p>第1条～第14条（略） <u>（運営協議会）</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p>第15条 野外活動センターの円滑な運営を図るため、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。 <u>（運営協議会の組織等）</u></p>
<p><u>（委任）</u></p>	<p>第16条 運営協議会の組織、運営その他必要な事項は、委員会が定める。 <u>（委任）</u></p>
<p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号</p> <p>第1条～第15条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) 第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号</p> <p>第1条～第15条 (略) <u>(協議会)</u></p> <p>第16条 科学館の円滑な運営を図るため、科学館に川崎市青少年科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委任) 第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号</p> <p>第1条～第15条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(委任) 第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号</p> <p>第1条～第15条 (略) <u>(協議会)</u></p> <p>第16条 民家園の円滑な運営を図るため、民家園に川崎市立日本民家園協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、民家園の運営に関し園長の諮問に応ずるとともに、園長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委任) 第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。</p>

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号</p>	<p>○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号</p>
<p>第1条～第19条 (略) <u>(削る)</u></p>	<p>第1条～第19条 (略) <u>(運営協議会)</u></p>
<p>(委任)</p>	<p>第20条 支援施設の円滑な運営を図るため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、支援施設の運営について調査審議するものとする。 3 協議会は、委員8人以内をもって組織する。 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 <u>ただし、再任を妨げない。</u> (委任)</p>
<p>第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>